

一般社団法人 DAC 未来サポート文化事業団定款

第1章 総則

(名称)

第1条

この法人は、一般社団法人 DAC 未来サポート文化事業団と称する。

(事務所)

第2条

この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

この法人は、青少年の健全なる精神と肉体を育成する情操教育とその啓発を目的とする。

(事業)

第4条

この法人は、上条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 石川和則ことアニマル石川の北極・南極・マッキンリー冒険講演会および冒険教室等の開催運営
- ② 青少年に対する課外活動（芸術／文化／スポーツ等）の機会創出とその開催運営
- ③ 国内外の青少年の健全育成に資する各種コンクールおよび関連事業を通じて、以下の心を育む活動全般
 - ・勇気を出して挑戦する「チャレンジ精神」、「感動する心」、「好奇心」
 - ・「感謝」と「利他の精神」を持ち、他者との絆を深める喜び
- ④ その他、上記に付随する各種事業の展開

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条

この法人に次の会員を置く。

正会員 この法人の目的に賛同し、次条以下の規定によりこの法人の社員になった

個人、団体または法人

賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助することを望む個人、団体または法人

- 2 前項の会員のうち、正会員のみをもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条

この法人の正会員になろうとする者は、入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 その他入会に関する事項は、別途、規程にて定める。

（入会金及び会費）

第7条

この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 その他入会金及び会費に関する事項は、別途、規程にて定める。

（会員資格の喪失）

第8条

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ①退会したとき。
- ②本人が死亡、又は会員である法人もしくは団体が消滅したとき。
- ③継続して1年以上会費を滞納したとき。
- ④除名されたとき。

（退会）

第9条

会員は、理事会において別に定める退会届を代表理事に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第10条

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- ①この定款その他の規程に違反したとき。
- ②この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

③その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、代表理事は、当該会員に対し、当該総会の日から7日前までにその旨を通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第11条

既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(種別)

第12条

この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第13条

総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(総会の権能)

第14条

総会は、次の事項について決議する。

- ①定款の変更
- ②解散
- ③合併
- ④会員の除名
- ⑤理事及び監事の選任又は解任
- ⑥収支予算並びにその変更の承認
- ⑦事業報告及び決算の承認
- ⑧理事会において総会に付議した事項
- ⑨その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第15条

総会は、通常総会として、毎年度1月に開催する。

- 2 前項の通常総会をもって、一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。
- 3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - ①理事会が必要と認めたとき。
 - ②総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員から、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第16条

総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第3号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、総会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条

総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(総会の議決権)

第18条

総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の決議)

第19条

総会の決議は、総正会員の議決権の3分の1以上を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。
 - ①定款の変更
 - ②解散
 - ③合併
 - ④正会員の除名
 - ⑤監事の解任
 - ⑥その他法令で定められた事項

(総会における書面表決等)

第 20 条

総会に出席できない正会員は、法令の定めるところにより、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 21 条

総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその総会において選任された理事 2 名以上が記名押印しなければならない。

第 5 章 役員等

(種別及び定数)

第 22 条

この法人に次の役員を置く。

理事 3 名以上

監事 1 名以上

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

3 前項の代表をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 23 条

理事及び監事は、社員総会の決議によって、別途定める規程に基づき、社員の中から選任する。

2 前項にかかわらず、必要があるときは、理事及び監事を社員以外の者から選任することを妨げない。

3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

5 その他役員を選任に関する事項は、規程に定める。

(理事の職務及び権限)

第 24 条

理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、3 ヶ月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければな

らない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があると発見した場合には、これを理事会に報告しなければならない。

(理事の任期)

第 26 条

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常社員総会の終結の時までとする。

- 2 前項にかかわらず、補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事の権利義務を有する。

(監事の任期)

第 27 条

監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常社員総会の終結の時までとする。

- 2 前項にかかわらず、補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 監事は第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお監事の権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条

理事及び監事は、総会の決議において、これを解任することができる。

(役員報酬等)

第 29 条

理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条

この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 代表理事が必要と認め、かつ理事会の承認を得た会員は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第31条

理事会は、次に掲げる職務を行う。

- ①この法人の業務執行の決定
- ②理事の職務の執行の監督
- ③代表理事の選定及び解職
- ④各種規程の制定、変更及び廃止

(理事会の開催)

第32条

理事会は、毎年1回以上開催する。

- 2 前項のほか、次の各号の一に該当する場合に臨時理事会を開催する。
 - ①代表理事が必要と認めたとき。
 - ②理事または監事から、理事会の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条

理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から5日以内に、その日から14日以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、すべての理事、監事の同意があるときは、招集の手続を経ることなく臨時理事会を開催することができる。
- 4 代表に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その他の理事が理事会招集する。

(理事会の議長)

第34条

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の決議)

第 35 条

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第 36 条

理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事 2 名以上が記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ①財産目録に記載された財産
- ②入会金及び会費
- ③寄附金品
- ④事業に伴う収入
- ⑤資産から生じる収入
- ⑥その他の収入

(資産の管理)

第 38 条

この法人の資産は代表理事が管理する。

(経費の支弁)

第 39 条

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 40 条

この法人の事業年度は、毎年 12 月 1 日に始まり、翌年 11 月 30 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 41 条

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度の終了後、代表理事が次の書類を作成し、理事会及び1月に開催される通常総会の承認を得なければならない。

- ①事業報告
- ②事業報告の附属明細書
- ③貸借対照表
- ④正味財産増減計算書
- ⑤貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- ⑥財産目録

第 8 章 事務局

(事務局)

第 42 条

この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局の職員は、理事会の決議を経て、代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、規程に定める。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条

この定款は、総会の決議において変更することができる。

(解散)

第 44 条

この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(合併)

第 45 条

この法人は、総会の決議により他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(残余財産の処分)

第 46 条

この法人が解散により清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 雑則

(個人情報保護)

第 47 条

この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(公告)

第 48 条

この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(委任)

第 49 条

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

第 11 章 附則

(法令の準拠)

第 50 条

本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令に従う。